令和６年度　南富良野町地域おこし協力隊員　募集要項

南富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に接しています。町内には東西に貫流する空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の６つの集落が形成されています。本町の総面積は665.54㎢で約90％が森林で占められており、自然に囲まれた中に人口2,300人ほどの小さなまちです。

基幹作業である農業では、広大な土地にメロン、人参、蕎麦、馬鈴薯、もち米等の作付けを行っており、多くの特産品を出荷しており、なかでも町内で収穫された馬鈴薯はポテトチップスの原料として町内の工場で加工しております。

また、アウトドアの体験フィールドが豊富にあることも特色で夏はカヌーやラフティング、かなやま湖畔ではキャンプ場も整備されており多くの観光客が訪れております。更に冬はカーリングやワカサギ釣りなど通年で楽しめるアクティビティが多数あり、町内には多数のガイドも活躍しているなどアウトドアが盛んなまちです。

周辺にも、富良野・トマム・サホロといったリゾート地があり、外国人観光客も増加の傾向にあります。

　子育て世代に対し、２２歳までの町民の医療費を無償化や保育所や小中学校児童生徒の給食費完全無償化といった独自の施策も実施している他、町内の社会福祉法人「大乗会」では、障がい者施設や老人介護施設を複数運営しており、町内外から多くの方に利用されております。

一方、課題として、少子高齢化が進み人手不足が続き町内では人材の確保が難しくなってきていることが挙げられ特に介護人材の不足が進んでおります。

課題の解決に向け町では介護や生活支援業務を通じて、地域活動に意欲のある方や町の魅力発信、地域とのコミュニケーション活動をしていただける協力隊員を募集します。

１．募集人員　　地域おこし協力隊（介護おたすけ隊員）　１名

２．業務内容

①高齢者施設での見守り、ご利用者の日常生活援助（介護）

②障がい者施設での見守り、施設利用者の日常生活援助（介護）

③障がい福祉サービス事業所でご利用者の就労支援（パン製造、店舗運営など）

④季節的イベントの企画・運営

３．募集対象

　　①三大都市圏及び都市地域等（過疎・山村・離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票を有している）している方　※地域要件についてはお問い合せください

　　②高齢者施設ご利用者の特性にご理解のある方

③障がい者施設ご利用者の特性にご理解のある方

④障がい福祉サービス事業所ご利用者の特性にご理解のある方

　　⑤採用後、南富良野町に住民票を移動し、居住できる方

　　⑥活動終了後も南富良野町に定住する意志のある方

　　⑦地域活動に積極的な参加と交流を図り、地域の活性化に意欲的に活動できる方

　　⑧心身ともに健康で地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方

　　⑨地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

　　⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に該当せず、同法第２条第２号に規定するものと関係を有しない方

　　【有しているとなお良い】

　　・普通自動車運転免許を取得している方

　　・介護職員初任者研修受講者など福祉専門資格を有している方

４．勤務地

　　社会福祉法人南富良野大乗会

　（施設名：一味園、ふくしあ、かやまつ園・こざくら園、なんぷ～香房（パン屋）のいずれか）

　　　　空知郡南富良野町字幾寅又は金山

５．勤務時間

原則として、1週間当たり37時間30分を基本とします。

シフト制のため、勤務時間、勤務形態については相談のうえ決定します。

６．雇用形態・期間

・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。

・採用日は、採用決定後に相談の上調整します。

・任用期間は、任命した日から1年間となります。

・任用の更新は、活動評定結果などを総合的に判断し決定します。

・最大任用期間は、通算して採用日から３年間となります。（制度上任用可能な最大期間であり、３年間の任用が約束されたものではありません。）

７．給与等

・月額２０６，３００円　（月の途中で採用、退任した場合は、日割り計算となります）

・期末手当は６月と１２月に月額報酬の４．５ヵ月分支給

（採用日等により支給額が変更となる場合があります。）

・任用更新の場合昇給制度あり

＜年収の目安＞

　１年目（４月採用）　年収３０７万円、２年目３４０万円、３年目３５０万円

　　加えて、勤務する内容（種別）により月5,000円～10,000円の処遇改善手当を支給します。

※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

※寒冷地手当、扶養手当、退職手当は支給しません。通勤手当は下記「８．待遇・福利厚生④」のとおりとします。

※業務に支障のない範囲で、あらかじめ町長の許可を受けた上で、町が支給する給与以外の収入を得ることは可能です。

８．待遇・福利厚生

①社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。

　　②有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）

　　③住宅については、南富良野町が用意する町有住宅又は南富良野町内の民間アパートとし、民間アパートに入居する場合は一部支給します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。

　　④通勤時に乗用車が必要と認める場合は南富良野町が負担します。また、通勤や業務に関わる燃料費を町が負担します。

　　⑤住居に係る光熱水道費ほか生活費、個人で使用するパソコン等通信費等は個人負担です。

　　⑥活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加費は予算の範囲内で町が支給します。

　　⑦転居に伴う費用の一部を町が支給します。

　　⑧制服は貸与いたします。

９．申込受付期間

令和６年４月１７日から令和６年７月４日まで

10．応募方法

　　①提出書類

　　　・南富良野町地域おこし協力隊応募用紙（カラー顔写真付き）

　　　　※応募用紙は南富良野町ＨＰよりダウンロードしてください。

　　　・住民票（令和６年４月１日以降発行のもの）

　　②提出期限

　　　令和６年７月４日まで（必着）

　　③申込み方法

　　　郵送による

　　④提出先

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　　南富良野町役場 企画課　企画振興係

11．選考方法

　　①第１次選考

書類選考を行い、提出期限のおよそ1週間後を目途に応募者全員に文書により結果を通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に南富良野町役場において面接試験、またはオンラインにより面接を行います。（詳細は第１次選考の合格者に通知します。）

　　③最終選考結果

第2次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

12．お問合せ先

　　　南富良野町役場 企画課　企画振興係

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　TEL 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922